

令和 4 年 9 月 5 日
都市整備政策部都市計画課

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、引用条項の変更が生じたこと等により、規定の整備を図る必要が生じたため、世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例を令和 4 年第 3 回定例会に提案する。

2 改正内容

①改正理由

世田谷区街づくり条例で引用している建築基準法の条項番号の変更等に伴い、規定の整備を図る必要があるため。

②改正内容

規定の整備 ※別紙「新旧対照表」参照

（第 41 条第 1 項第 3 号、第 50 条の見出し及び同条第 1 項）

③施行予定日

公布の日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区街づくり条例 平成7年3月10日条例第17号 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第41条 次に掲げる建築については、この節の規定は、適用しない。 (1) 法に基づく都市計画事業に係る建築 (2) 災害のために必要な応急措置として行われる建築 (3) 建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める建築</p> <p>2 次に掲げる場合に該当する建築については、第35条から第37条までの規定は、適用しない。 (1) 建築構想に係る建築物の規模、配置等から周囲に与える影響が小さいと区長が認める場合 (2) 自主的な説明会の開催等により第36条の規定による説明会及び第37条の規定による意見交換会を開催したものと同視することができるのと区長が認める場合 (略)</p> <p>(進捗状況の評価)</p> <p>第50条 区長は、街づくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策の進捗状況を取りまとめ、その評価を行うものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による評価を行うに当たっては、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○世田谷区街づくり条例 平成7年3月10日条例第17号 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第41条 次に掲げる建築については、この節の規定は、適用しない。 (1) 法に基づく都市計画事業に係る建築 (2) 災害のために必要な応急措置として行われる建築 (3) 建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める建築</p> <p>2 次に掲げる場合に該当する建築については、第35条から第37条までの規定は、適用しない。 (1) 建築構想に係る建築物の規模、配置等から周囲に与える影響が小さいと区長が認める場合 (2) 自主的な説明会の開催等により第36条の規定による説明会及び第37条の規定による意見交換会を開催したものと同視することができるのと区長が認める場合 (略)</p> <p>(進捗状況の評価)</p> <p>第50条 区長は、街づくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策の進捗状況を取りまとめ、その評価を行うものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による評価を行うに当たっては、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 区長は、第1項の規定による評価を行ったときは、その結果を公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和4年10月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>3 区長は、第1項の規定による評価を行ったときは、その結果を公表するものとする。</p> <p>(略)</p>